工事検査課からのお知らせ

福島県電子納品運用ガイドライン（案）を準用して

電子納品システムの運用を開始します

◎　本市の取り組みについて

　本市においては、地域情報化基本計画のもと、ICT技術をまちづくりのさまざまな分野に取り入れ、新・いわき市総合計画のめざすまちづくりを効果的･効率的に推進しているところです。

　このような中、本市の建設分野においても、ICT技術により業務の効率化・迅速化・的確化を図るため、平成19年11月から電子納品の運用を開始している福島県の対応に準じ、「電子納品システム」の導入・運用を開始することといたしました。

◎　対象建設工事等

・建設工事は、請負代金額が130万円以上

（道路、排水路等の除草及びしゅんせつを行う工事等は、対象外にすることができます。）

・建設工事に係る測量、調査及び設計業務は、すべての業務委託

◎　電子納品レベルの設定により、取り組んでいただきます。

　受注者の皆様のパソコン、プリンター、デジカメ、CAD、電子メール等のICT機器の整備状況やその操作レベルに応じた電子納品レベルを４段階

レベル0（面談形式で紙ベース納品）から　レベル3（電子メール利用ですべて電子納品）

の設定により、取り組んでいただきます。

　各々の建設工事等の電子納品レベル設定に際しては、着手前に監督員と現場代理人との協議により設定していただきます。

○　運用の詳細については、次の２つの方法でご覧いただけます。

①　市公式ホームページから『電子納品』と【検索】して、ご覧いただけます。

②　工事検査課において、関係書を閲覧できます。

ご不明な点は、工事検査課におたずねください。
電話　0246-22-7405（直通）